

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 山縣 真矢 ほか7名

被告 国

原告ら復代理人意見陳述要旨

2022(令和4)年3月24日

東京地方裁判所第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟復代理人弁護士 樋田 早紀

原告ら復代理人は、以下のとおり、意見を陳述いたします。

第1 憲法24条1項の保障内容

憲法24条1項は、法律上同性の者どうしの婚姻の自由を保障しています。本意見陳述では、この点についてお話しします。

私たちは、自分の人生を生きる中で、生涯を共に過ごしたいと願う相手に出会い、親密な関係性を築くことがあります。その相手は、法律上の同性であることもあれば、法律上の異性であることもあります。いずれにしても、人と人とが愛し合うその関係性の価値に差などありません。そして、憲法24条1項が婚姻という制度をもって、このような当事者どうしの関係を保護しようとするのは、その関係を様々な社会的便益と結びつけた同一の制度により承認・公証することが、当事者間の真摯な

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

意思をもった共同生活の安定化に資し、個人の幸福追求を支え、ひいては憲法の基本理念である個人を個人として尊重することにつながるからです。それにもかかわらず、個人の尊重と密接に結びついた婚姻制度の利用について、法律上の異性間にはこれを認め、同性間には認めないとするのは、価値において等しいはずの人間に優劣をつけるものであって、「個人の尊厳」を志向する憲法の理念に反し、許されません。

そうすると、憲法24条1項は、法律上の同性間にも異性間にも等しく婚姻の自由を保障する規定と解するほかありません。

第2 憲法解釈の方法

1 「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」。

被告は、この憲法24条1項の「両性」、「夫婦」との文言に形式的にこだわり、婚姻の自由は、異性間の婚姻のみを対象として、これを保障しているにすぎないから、法律上の同性間の婚姻を認めない現行民法や戸籍法の規定に問題はないとします。しかし、そもそも憲法制定当初における社会は、同性愛等を異常とする誤った知見に支配されており、法律上の同性間の婚姻が想定されていなかったが故に、単純に「両性」等の文言が使用されたにすぎません。したがって、憲法は、「両性」等の文言に強い意味を付与するものではないのです。このような時代背景を無視して、文言をことさら重視し、法律上の同性間の婚姻を排除することは、誤った憲法解釈です。

憲法は、「個人の尊厳」を究極的な価値とする法であり、憲法の各規定も、ひとりひとりが個人として尊重されるために不可欠と判断されたが故に、明文をもって列挙されたものです。そうである以上、憲法の各規定を解釈するにあたっては、個人の尊厳の原理を基礎に据え、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

これに反することのないように、注意深く考察する必要があります。

また、社会の変化に従い、前提とされた知見の誤りが判明した場合には、その誤りを補正し、正しい解釈へと改めなければなりません。

- 2 学説も、社会の変化を捕捉しつつあり、これを憲法解釈に反映するようになっていきます。たとえば、憲法学者の渋谷秀樹教授は、令和4年2月1日付の意見書において、かつてご自身の著書で記していた「同性間の婚姻が異性間の婚姻と同程度に保障されると解することは憲法の文言上困難である」との見解は誤りであったとし、「憲法は同性間の婚姻にも異性間の婚姻と同程度に保障を与えている」と改説する旨述べています。また、同じく憲法学者の辻村みよ子教授も「『両性』は男女の夫妻に限らないというのが今では多数説となっている」と述べています。
- 3 以上から、同性愛等が異常で保護に値しないものとする考えを支えた医学的知見の誤りが実証され、科学的知見や法的・倫理的な知見が180度転換している現在においては、「両性」等の文言に特別の意味を持たせて法律上の同性間の婚姻を排除することはもはやできません。むしろ、憲法自身が、憲法の基本原理であり憲法24条2項でも改めて強調している個人の尊厳を貫き通すためには、憲法24条1項は、婚姻の自由を法律上の同性間にも異性間にも等しく保障する規定であると解するほかありません。

第3 おわりに

今を生きる私たちは、過去の過ちを正す責務があります。本訴訟において、性的マイノリティに対する人権侵害が明確にされている今、もはやこれを無視し続けることはできません。「憲法を尊重し擁護する義務を負」う(憲法99条)被告国におかれては、このような現状に真剣に向

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

き合い、全ての個人の尊厳を実現すべく行動されることを願います。

以上